

令和6年度

事業計画書

社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会

伊賀市社会福祉協議会 基本理念

1. 私たちは、あらゆる人や組織と協力して、生活上の課題を持つ人の権利を擁護するために、早期発見と早期対応に努めます。
1. 私たちは、多様な市民の参加を得て、一人ひとりが何らかの役割を担いつつ、その人らしい生き方ができる地域社会を実現します。
1. 私たちは、住民を主体とした地域の福祉課題の解決に取り組み、地域福祉を基点にしたまちづくりをすすめます。
1. 私たちは、専門職としての倫理と誇りを持ち、先駆的、開拓的精神によって、謙虚な姿勢で課題解決のために最善を尽くします。
1. 私たちは、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、品質の高いサービスの提供に挑戦し続けます。
1. 私たちは、安全性の向上と事故防止に努め、職場内での連携を強化し、役職員が一体となった透明性の高い組織運営を行います。

平成20年4月1日 制定

令和6年度 事業方針

社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会

会長 平井 俊圭

令和6年1月に発生した能登半島地震は、過疎化の進む地方都市における災害対応の難しさと復旧、復興の困難さを浮き彫りにし、復興及び心のケアを長期的に取り組んでいく必要性が生じています。

団塊世代が75歳となり、高齢化社会の進展は加速化しますが、さらに「多死社会」の到来は、介護保険利用者の絶対数の減少をももたらし、介護保険事業の維持と高いサービス提供能力、介護の専門性の高さによる質の向上が必須要件となってきました。また、地域福祉を推進する社協として、社会の絆のあり方を再考し、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて努力することが課せられています。そのためのきっかけとして、子どもを含む多種多様な居場所づくり、世代間の交流等の充実は社会的使命であり、あらゆる世代が生きがいや意欲、地域社会とのつながりを再構築する取り組みが重要となっています。

貧困の背景となっている貧富の差の拡大、非正規雇用の問題は賃上げの効用にはつながらず、ますます生活が深刻化する可能性があります。さらに、人間関係の希薄化に関する地域共生社会の実現に向けた対応は、コロナ禍等で影響を受けた関係性の確保、就労支援をはじめとした貧困状況に陥っている人の支援の取り組みを引き続き進めます。

きびしい社会情勢は、伊賀市においても財政的な行政からの支援を期待することは厳しく、伊賀市社協の財政基盤を強化するための新たな財源の開発等は避けて通れない状況です。経費削減にとどまらず、収益増を図る様々な取り組みを一層強化してまいり、財政の安定を図り、当会の目標である「伊賀市を生活上の課題を持つ人が日本一少ない町にする」を達成すること、さらに、第4次伊賀市地域福祉活動計画で目指す「緊急時においても『その人らしい生き方』ができる地域社会の実現」を目指すために、第3次経営基盤強化計画の取り組みを引き続き進めます。現場から具体的改革を進めていくために、令和6年度は下記の改革のための基本理念と3つの改革を重視して引き続き取り組みます。

＜改革のための基本理念＞

☆地域住民と利用者・職員に関して、人間の尊厳と自己決定権を含む基本的人権の尊重を柱としてすべての人権を守り、豊かで笑顔溢れ、一人ひとりが尊重される福祉サービスの創出をめざします。

☆地域への支援を通して地域から強い信頼を勝ち取り、社会的課題の解決に果敢に取り組み、地域福祉の増進に貢献します。

☆社協組織の様々なリスクへの対応能力を高め、全体リスクマネジメントの方針を確立して、事故や変動する社会情勢の変化等に対して迅速な対応と合理的な解決を可能とする強い組織を育てます。

＜伊賀市社協3つの改革＞

- 組織の改革 ― 意思決定の迅速化と風通しの良い公平・公正な組織づくり
- 事業の改革 ― 高い専門性と技能を持った人材育成を行い、利用者ニーズを的確に把握したサービス提供をもとに、高い収益性と利益を確保
- 風土の改革 ― 縦割り意識を打破し、相互理解と協働意識を持った風土の醸成

事務局長 田邊 寿

令和5年度から事務局の組織再編として3部（地域福祉部、福祉サービス事業部・総務部）を廃止し、課及び事業所単位での活動能力を高めるように進めました。

令和6年度は、社協組織を横断的に統括する体制のもとで、より合理的かつ効率的な業務遂行をはかるべく取り組みます。当会経営基盤強化計画に基づき、組織的課題（ヒト・モノ・カネ）の解決と内部統制の強化を更に進めます。さらに、組織を横断的に統治し、法令遵守（コンプライアンス）、リスク管理（リスクマネジメント）、人材(財)育成を重視した体制を進めます。

共通重点項目

当会は、市民や地域活動団体、社会福祉法人、企業等の協力を得て、次のことを進めます。

1. 地域福祉を支える体制づくり 「こころがつながる」

- ◆当会が地域に根差し、地域に支持されるような取り組みの強化をめざし、様々な対策をおこなっている生活課題解決の取り組みを一層進めます。

◆法人全体の取り組みとして社会課題解決支援（ファンドレイジング）を推進します。

◆子ども第三の居場所事業及び子どもの貧困対策に関わる取り組みを進めます。

2. 持続できる組織への取り組み 「次代へつなげる」

◆当会が担う事業や介護サービス等の改善を、地域課題に対応できる戦略的な方向に基づいて進めます。

◆訪問介護事業所・特定一般相談支援事業所の事業所について、組織内体制の見直しを進めます。

3. 財務状況の改善 「生活課題解決の仕事をつづける」

◆適正な人員配置と事業費等の削減、合理的な予算執行を推進して経営基盤を強化し、収益性を高め、法人全体の事業活動収支を黒字化できるよう努めます。

◆行政への働きかけや独自財源などを含む社会課題解決のための財源確保を進めます。

◆職員並びに課・事業所でのコスト意識の醸成、時間当たりの収益性向上意識を高め、予算実績管理の徹底を図ります。

4. 内部統制とスーパービジョン 「職員を支える」

◆虐待防止、人権意識の高いサービス提供を通して、利用者、家族の人権に配慮した取り組みを強化します。虐待防止研修・人権研修を行い、職員の人権意識を高め、一人ひとりの利用者の尊厳を守り、自己決定の尊重を進めます。

◆BCP（事業継続計画）・リスクを意識したコンプライアンス強化します。

サービス向上や気づきの強化のため、ヒヤリハットの取り組みを強化します。

◆全体リスクマネジメント委員会を令和5年度に組織したので、令和6年度には、課・事業所別のリスクマネジメント体制を整備し、事故やヒヤリハットに対する意識を高め、迅速で適切な対応能力を強化します。

全体リスクマネジメント体制の整備とは、社協を取り巻く経営リスク、サービスリスク、地震などの自然災害や火災といったリスク、また社会変動や介護保険をはじめとした福祉政策と制度の変化による社会的リスク、介護現場や相談支援のサービス現場における事故、トラブルに対するリスク、多死社会の到来と高齢化の進行、人口減少といった社会環境の変動リスクなどに、社協全体で対応できるように整備します。

◆虐待防止対応・ハラスメント対応を含めた職場環境の整備に努めます。

◆ハラスメント事象への迅速でかつ的確な対応を進め、職場環境の健全化に努め

ます。

- ◆職員をカスタマーハラスメントの被害から守り、職員の人権を守ります。
- ◆業務効率化および時間外勤務削減に向け、稟議様式、勤怠管理等のD X（デジタルトランスフォーメーション）化を進めます。
- ◆次世代を含む福祉人材の確保

より良い支援や取り組みを強化するために、人材(財)育成と次代への継承ができる組織に向けた取り組みを行います。

目標値 社協全体で事例検討を70回以上実施
社協全体でヒヤリハット報告を年間800件以上
社協全体で時間外勤務を前年度より50%以上削減

地域福祉部門

＜重点事業＞

- ◆さまざまな生活課題や複合・複雑化するニーズに対応すべく包括的な支援体制整備において、重層的支援体制整備事業による地域共生社会の実現に向けた伴走型（寄り添い）支援の実践継続、並びに関係団体や法人内部署間の連携を強化し、一体的につながりのある事業として意識しつつ、効果的・効率的・具体的な展開に取り組めます。
- ◆地域住民やボランティア団体、企業等、関係機関との連携を深め、地域福祉の取り組みを支えるネットワークを構築し、地域コミュニティとの連携強化を図ります。
- ◆第4次地域福祉活動計画における地域課題の12のテーマを中心とした活動実践並びに課題解決に取り組むと共に、新たなニーズ発見や課題解決に向け、地域住民や関係機関と連携し、社会資源開発等に挑戦します。
- ◆法人全体の取り組みとして計画的かつ効果的なファンドレイジングの推進に向け、ファンドレイジングマネージャーを中心にマネジメントを行い、チームによる法人内の連携をより強化し、タイムリーな広報・啓発に取り組めます。
- ◆日常生活自立支援事業や後見事業等の権利擁護支援体制並びに、生活困窮者支援や貸付事業等、それぞれの体制強化・充実が図れるよう、継続的に協議をすすめます。
- ◆関係団体と連携を図りつつ、居住支援に関することやひきこもり支援に関すること等、保証機能のしくみづくりに継続して取り組めます。
- ◆平常時におけるボランティアセンター（災害も含む）機能や運営について再構築をすすめると共に、非常時における対応等、運営マニュアルの更新をはじめ、ボランティアの育成・支援・調整機能の強化・充実を図ります。
- ◆虐待防止・コンプライアンス強化に取り組み、働き方改革をすすめることにより、働きやすく働きがいのある、あたたかい職場環境づくりをめざします。
- ◆研修等の学びの機会の提供や事例検討に継続的に取り組むことにより、人材育成や良質な支援・サービスの向上に努めます。

<u>目標値</u>	<u>事例検討会への参加（一人あたり）</u>	<u>年間6回以上</u>
	<u>ヒヤリハット報告数（部門内）</u>	<u>年間200件以上</u>
	<u>時間外勤務時間50%削減、有休休暇取得日数30%増加</u>	
	<u>部門内職員の休職者・離職者</u>	<u>ゼロ</u>

＜令和6年度の主な取り組み＞

（１）地域支援課

目標値 新たな社会資源（事業）開発 1 件以上（各担当地域福祉コーディネーター）
個別相談ケース 100 件以上
伴走型支援ケース 3 件以上（各担当地域福祉コーディネーター）

- ①地域支援・生活支援に関すること（委託事業）、第4次伊賀市地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進（地域課題解決）横断的に法人内での情報提供・共通理解・職員の認識を深め計画的に進めます。
 - ・住民自治協議会単位で設置されている地域福祉ネットワーク会議の支援をととしてニーズな課題に応じた柔軟で多様な主体によるプラットフォームの形成に向けた支援を進めます。
 - ・アウトリーチ等の手法を活用し、課題を持つ人の早期発見と早期対応に努めます。課題解決に向けたアセスメント力の向上に努め、迅速に関係機関につなぐとともに必要に応じて伴走支援を行います。
 - ・狭間のニーズに対して既存の社会資源を活用し、当事者と地域が繋がりを持てる支援を進めます、既存の社会資源では対応できない場合は新たな社会資源の創出に向けた働きかけを行います。
 - ・地域での福祉課題解決のための手法としてのファンドレイジングを推進します。
- ②地域センター単位における地域福祉の推進（地域福祉推進委員会・情報収集並びに広報啓発・会費事業・福祉団体支援・共同募金・ボランティア市民活動支援・災害ボランティア支援・認知症介護予防教室普及事業・認知症高齢者やすらぎ支援事業・ファンドレイジング推進等）に取り組みます。
- ③相談記録や業務日報等、業務管理システム導入への検討を図ります。
- ④エリア担当制やスタッフリーダーの役割等、評価・検証を行いつつ進めます。
- ⑤職員の事業理解を進め、各課との連携を図り、重層的体制整備事業の充実を図ります。
- ⑥職員の資質向上のための自主研修を実施します。（基礎編、応用編）
- ⑦事例検討に取り組み、支援の充実とサービス向上をめざします。

（２）権利擁護支援課

目標値 日常生活自立支援事業における新規契約・待機者の解消
福祉後見人の受任 3 件以上増加

- ①日常生活自立支援事業（いが日常生活自立支援センター）（委託事業）をすすめ、新規契約・待機者の解消に努めます。
- ②福祉後見サポートセンター事業（伊賀地域福祉後見サポートセンター）（委託事業）をすすめ、中核機関の機能強化・充実に努めます。
- ③法人後見事業（独自事業）に取り組めます。
- ④保証のしくみの確立と権利擁護支援に努めます。
- ⑤第4次地域福祉活動計画の推進（社会課題解決）並びにファンドレイジングの推進に取り組めます。
- ⑥スタッフリーダーの役割等、評価・検証を行いつつ進めます。
- ⑦全職員との連携を深め、重層的体制整備事業の充実に努めます。
- ⑧事例検討に取り組み、支援の充実とサービス向上をめざします。

（３）くらし支援課

目標値 新規プラン作成数年間24件以上

伊賀市居住支援連絡会設立に向けた協議の継続（年2回以上の協議）

- ①生活困窮者自立支援事業（委託事業）「くらしサポートセンターおあいこ」事業の充実に取り組めます。
- ②生活福祉資金貸付事業（委託事業）に取り組むと共に、償還指導に対応します。
また、困窮状態の根本解決を目指し、相談援助支援への積極的な促しを行います。
- ③緊急食料等提供事業(共同募金配分金事業・みえ福祉の「わ」創造事業)の充実に努め、効果や支援スキームの構築を図ります。
- ④居住支援事業（補助事業）の取り組みをすすめ、伊賀市における居住支援連絡会の立ち上げに着手します。
- ⑤ひきこもり支援に関する取り組みを進めます。具体的には家族会支援とひきこもりサポーターを活用した啓発事業を重点的に取り組めます。
- ⑥第4次地域福祉活動計画の推進（地域課題解決）並びにファンドレイジングの推進に取り組めます。
- ⑦新たに受託する居住支援事業及び被保護者家計改善支援事業の支援活動に取り組めます。
- ⑧全職員との連携を深め、重層的体制整備事業の充実に努めます。
- ⑨事例検討に取り組み、支援の充実とサービス向上をめざします。

(4) 企画調整課

目標値 社会課題解決に向けた関係構築ができる企業・組織・団体を5団体増加

- ①第4次地域福祉計画に基づき、社会問題を解決に導くための計画である、第4次地域福祉活動計画（市協働事業）の企画調整および進捗管理を行います。
- ②ファンドレイジングを推進し、部門間の連携を深めつつ、共感をマネジメントしながら、事業、組織、財源の一体的発展を戦略的に行います。
- ③会費事業（独自事業）について、全市および各地域センター事業の現状と今後の方向性も踏まえて、社協会費のあり方を検討します。
- ④福祉団体支援について、市補助金の運用適正化に伴う改善に向けての支援と共に、地域福祉活動計画の推進と連動した活動支援により、課題解決への参画を促します。
- ⑤共同募金配分金事業について、地域福祉活動計画の課題解決対策事業への有効活用を図ります。また、共同募金委員会では募金運動にかかる配布資材の簡略化を図り、事務経費の削減に努めます。
- ⑥ボランティア・市民活動支援に関して、ボランティア団体登録情報調査の実施およびマッチングの効率化に着手します。社会課題解決のための担い手養成として、新たな市民ふくし大学専門講座を開講します。
災害対策において、被災者支援をベースとした運営マニュアルに更新し、災害時における支援団体との協力関係の構築に努めます。また、民生委員児童委員と連携し、「私の安心シート」や個別避難計画策定支援を推進します。
- ⑦市民が直面している社会問題の情報収集並びにタイムリーな情報発信の取り組みを強化します。
- ⑧認知症・介護予防教室普及事業（委託事業）並びに家族介護教室（新規委託事業）、認知症高齢者やすらぎ支援事業（委託事業）により、住民参加による認知症・介護予防や地域生活支援を行います。
- ⑨子どもの貧困対策事業がスムーズに進行するための事務支援を行います。
- ⑩事例検討に取り組み、支援の充実とサービス向上をめざします。

福祉サービス部門

<重点事業>

社協を取り巻く環境の悪化に対応して、介護保険事業・障害者福祉サービス事業の継続と発展を展望できる事業内容の強化、差別化を図り、両事業の黒字化による安定した事業の経営と運営を実現します。

- ◆社協組織の改編に伴う業務課の機能と役割の明確化、経営管理の実行業務課において数値管理を徹底させ、経営的な支援体制を確立するとともに、事業全体が、合理的でタイムリーな事業対応能力を備え、あわせて各事業管理者の能力を高め、運営管理から経営管理が行えるようにします。
- ◆虐待防止と人権尊重の観点を盛り込んだ介護マニュアルの整備を進めたことを受けて、虐待防止や人権意識の高いサービス提供を通して、利用者、家族の人権に配慮した取り組みを強化します。
- ◆介護技術の向上と職員の資質を高め、利用者一人ひとりのニーズに応じたサービスの提供、画一的にならないサービスプログラムの提供など、きめ細かな対応ができる能力向上等を行います。

目標値 部門全体で通期事業活動増減差額 500万円の達成
部門全体でヒヤリハット報告を年間500件以上

<令和6年度の主な取り組み>

(1) 居宅介護支援事業

- ①多職種や他事業所連携で地域に根差した事業所運営をめざします。
- ②個別支援能力を高める取り組みをおこない、より利用者に寄り添った支援能力強化を重視します。
- ③内部、外部を問わず、関係機関との連携体制の構築を推進します。
- ④社協の介護支援専門員（ケアマネジャー）としての魅力と社会的役割を発信します。

(2) 訪問介護事業

令和6年4月より、「ヘルパーステーション中部」、「ヘルパーステーション東部」、「ヘルパーステーション南部」の3事業所を「ヘルパーステーション中部」に集約、統合し、新たに「ヘルパーステーション中部」として取り組みます。

- ①事業所統合のメリット、デメリットを踏まえ、生産性の向上を図ります。
- ②管理者とサービス管理責任者の役割分担の明確化を進めます。
- ③ヘルパー事業の魅力づくりを進め、高齢化する介護人材の若返りを進めます。
- ④多様な勤務希望に答えられる職場環境づくりを進めます。

（３）通所介護事業

- ①地域との連携を強化して、地域に支持されるデイサービスの構築を行います。
- ②個別支援を重視した画一的でないサービスメニューの提供等を通して、他事業所との差別化を図ります。
- ③必要最少の職員数で適切な事業展開できるスキルの向上を図ります。
- ④見守り等のボランティアを積極的に受け入れます。

（４）特定・一般相談支援事業、障害児相談支援事業

特定相談支援事業所及び一般相談支援事業所に加え、児童福祉法に基づく障害児相談支援事業の指定を受け、障害児の相談にも対応できるようにします。他法人からの出向職員を受け入れることにより、一層の充実に努めます。

- ①障害者(児)の個別支援、計画作成支援を推進します。
- ②他法人との特定相談支援事業所間の協定のもと取り組みをすすめます。
- ③居宅介護支援事業所及び特定一般相談事業所においては、連携を深め、地域福祉への貢献度を高めます。

総務部門

＜重点事業＞

総務部門において、無駄のない業務プロセスの整備を行い、業務の透明性や正確なコスト管理、業務の質の向上を図るための改善策を提案し、組織内の横のつながりを意識した組織内コーディネートを中心に体制を整備します。

【改善のための提案項目（例）】

- ・ 業務フローの見直しと改善
- ・ 情報共有のためのアプリケーションの活用
- ・ 無駄な業務の削減と正確な処理
- ・ 書類管理の電子化とデータベースの整備
- ・ 各種規程の見直しと管理の徹底
- ・ 従業員の福利厚生に関する仕組みの充実
- ・ 経費削減のための分析と対策の実施
- ・ 人権や虐待防止等の強化のための職員研修の実施
- ・ 利用者満足度調査の実施とフィードバックの活用

- ◆第3次伊賀市社協経営基盤強化計画に基づく、各部会の協議内容を整理し、理事会への業務執行判断において、必要な改善を早急に行います。
- ◆組織内コミュニケーションの強化のため、職場状況の定期的な把握と職員ヒヤリングによる環境整備を検討します。
- ◆適正な法人運営、事業推進に向けた月次決算データに基づく予算進捗管理を徹底します。
- ◆社会福祉法人の連携を強化し、地域ニーズに基づいた地域貢献活動の更なる推進を図ります。
- ◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実践や業務改善・処遇改善への取り組みを継続して進めます。

＜令和6年度の主な取組＞

（１）総務課

- ①組織的課題の解決及び経営改善のための人事、拠点整備、財務における先を見据えた短期実践計画の策定と進捗管理を行います。

- ②経営における判断のスピード感を意識した、理事会と経営基盤強化計画部会との協議設定の合理化を図ります。
- ③働き方改革の対応について、必要となる改善項目の洗い出しと、それに伴う就業規則等の改正を行います。
- ④効率的な業務遂行を図るためのD X化・アプリケーション化を進めます。
- ⑤災害時や新型コロナウイルス感染症対策における業務体制の継続のため、社協全体及び各事業等の事業継続計画（BCP）を再構築します。
- ⑥各拠点の整備を検討するにあたり、経費面や運営面等、関係機関と十分な調整を行います。
- ⑦虐待防止ならびにサービスの質の向上のため、社協全職員を対象とした人権研修を行い、意識強化を図ります。
- ⑧リスクマネジメント強化のためのヒヤリ・ハット（気付きと予防）の推進とその共有を図り、迅速な解決や改善に努めます。
- ⑨人財育成強化のための人事考課制度の見直しを行います。
- ⑩交通安全強化のためのドライブレコーダーを活用したKYT（危険予測トレーニング）及び無事故チャレンジ活動を推進します。
- ⑪伊賀市社会福祉法人連絡会による法人連携のさらなる強化を図ります。
- ⑫職員並びに課・事業所単位でのコスト意識の醸成を図るため、予算管理の徹底を行い、実務と経理システムの連動による経営体質の強化を図ります。
- ⑬顧問税理士や関係機関等と連携を図りながら、必要な見直しを図ります。
- ⑭経理システムの活用を徹底し、分析や統計等、推移や対比、経過予測を行い、経営会計の強化や会計監査に適切に対応します。
- ⑮財務諸表等情報開示について、確実な処理を行い、速やかに報告します。
- ⑯経理システムの活用を徹底し、予算管理の強化と業務の効率化を図ります。

目標値 ヒヤリハット年間報告数 100件以上

事例検討会（社協内開催）への参加 1開催につき1名以上

事例検討会（課内実施） 年間6回以上

用語解説

あ行

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届ける活動。

か行

コンプライアンス

法令遵守のことで、組織が法律や規則を守ることを指します。コンプライアンスを確保することは、企業や組織の信頼性を保つために重要である。

さ行

事業継続計画（BCP）

自然災害や感染症が発生した場合など、危機的な状況に遭遇した時に損害を最小限に抑え、重要な業務を継続し早期復旧を図るための計画。

スーパービジョン

対人援助職者（スーパーバイザー）が指導者（スーパーバイザー）から教育を受ける過程。対人援助職者が職員である場合、指導者から仕事の指導やアドバイスをもらい、職員としてサービスの質や技術の向上、対処能力等を上げることを目的とする。

た行

多死社会

高齢化が進む中で、死亡率が上昇し、死亡者数が増加する社会のことです。これは介護や医療、社会保障などに影響を与える重要な問題である。

地域福祉コーディネーター

住民自治協議会を担当し、住民自治協議会の役員、民生委員児童委員、行政、学校や事業所などと連携して地域支援を進める担当職員。

地域福祉ネットワーク会議

地域福祉課題の解決に向け検討する場として、住民自治協議会を単位に構成する会議。住民自治協議会、自治会・区、民生委員児童委員、福祉サービス事業所、地区市民センター、ボランティア、地域企業、市社会福祉協議会などで構成する。

D X（デジタルトランスフォーメーション）

高速インターネットやクラウドサービス、人工知能（AI）などのIT（情報技術）によってビジネスや生活の質を高めていくこと。

| | |----| | な行 | |----|

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理のサービス等を行う制度。

| | |----| | は行 | |----|

伴走型支援

支援が必要な個人が自立に向けて前進する過程で、共に歩み、必要に応じてサポートを提供する支援方法。

ヒヤリハット

事故やトラブルが発生しそうになったが、実際には発生しなかった状況や事前の気付きについて、予防策の検討や改善のために、ヒヤリハットの報告と分析を行う。

ファンドレイジング

資金調達のために行う活動のこと。社会福祉法人などの非営利組織では、地域課題や生活課題、社会課題の解決のため、寄付や助成金の獲得などを通じて、事業の運営資金を確保するためにファンドレイジングが行われる。

ら行

リスクマネジメント

事業運営における潜在的なリスクを特定し、そのリスクを管理・軽減するための体系的な手立て。